

「扱い手」モデル再考

——福祉行為論へのノート——

前　田　征　三

はじめに

日常生活におけるさまざまの行為の「扱い手」は、「行為」それ自身とともに社会学にとって重要な対象である。とくに近年、各種の住民運動の広がりとともに「扱い手」分析は分析者による単なる行為者類型にとどまらず分析者のパースペクティヴそのものにも影響を与えるようとしている。

この小論では、以前に試みたコミュニティ・オーガニゼーションの扱い手の類型⁽¹⁾モデルの作成に反省的検討を加え、そのうえで広く、福祉の扱い手モデルを、最近の行為論の成果をしながら考えてみたいと思う。

(1) 抽稿「コミュニティ・オーガニゼーションの枠組と扱い手」立正大学文学部論叢第五十二号（昭和五十年）、一〇五頁（一二七頁）

—

以前に試みたコミュニティ・オーガニゼーションの担い手の類型化にはその前提となる二つの要点があった。第一は、コミュニティ・オーガニゼーションをプロセスとして把握する立場に立つということ。とりわけシンボリック相互作用論の立場に寄りながら、変動そのものを当該行為者の行為の所産とみるとこと。第二に、試みられた類型は分析視点であるとともに行為者の視点をも包摂し得るものであるよう考慮すること。これらの二点については今回の場合も同様の認識に立つことになるであろう。第一の点について、とくにシンボリック相互作用論の立場からみた社会福祉論については別稿で論じたこともあるので、ここでは問わないことにする。⁽¹⁾ 今回再度検討したいのは第二の点についてである。先に述べたように認識としては同様である。しかし前回の試みは今日的視点からして、かような目的を充全にはたし得るモデル構成とはい難い側面ももつてているという反省に立ちながら、検討と再構成を試みてみたいと思つていい。

先の試みは、先人達のいくつかの類型を参考にしながら「進行しつつある変動過程を調整し、かつ関与しうる方法」を提示できるような現実認識はいかにして可能か、そしてそのような場合にはどのような担い手の類型が可能か、とということに要点があつた。そしてそれを四象現構成で試みた。すなわち、一方の軸は活動（行為）の次元における担い手の関与形態を指導性（能動性）—追随性（受動性）として示し、他方のは当該の社会問題に対する態度の次元での主体化—客体化を示していた。このような両軸によつて構成される各象現はそれべく①指導性—客体化、②追随性—客体化、③追随性—主体化、④指導性—主体化として示され、それらに対応する担い手の類型として、①専門人professional および行政管理者 administrator、②公衆 Public、③クライエント client、④コミュニティ・リーダ

一 community leader 及びヴァランティア・リーダー volunteer leader を見てた。

このモデル構成の試みに対して反省を加えれば、たしかに問題点はいくつもある。だがそれを大別すれば、一、モデル構成に際しての技術上の難点、二、「類型論の前提となつた要点、とくに第二点にかかる問題、とに分けること」ができるであろう。

第一の技術的問題に関していくつか指摘していく。①まず、軸構成が妥当であったかどうかという点である。活動の次元における指導性—追随性は、よりニュートラルな表現をとつて「行為の次元における能動性—受動性」でよかつたのではないだろうか。たしかにここでは担い手がリーダー leader であるのか、フォロワー follower であるのかを問題にしていた。⁽³⁾しかしそれは当該問題に対する関与形態の能動性 activeness と受動性 passiveness の結果として出てくるものであつて、そこ（リーダーとフォロワー）から派生する指導性と追随性とを軸として構成することは、より普遍性を求めるモデルとしては不適当であつたかもしれない。

次に、当該の社会問題に対する態度の主体化—客体化についても、先ほど指摘したように「態度」という表現に問題が残っていた。もとへこの軸は「意識」を問題にしていたが、第三象現のクライエントをより適切に表現するために、それらの社会問題を構造的に内在しているか否かという「事実」をも多少考慮して「態度」という表現を用了。しかしその場合でも「意識」の次元に限定した方がよいであろう。とくに第一の軸を行為の次元で考える場合、この軸は意識の次元に限定して構成すべきであろう。

技術的問題の第二は、以上の二軸によつて構成された各象現への担い手の配属の問題である。先のモデルでは現実の担い手たちをどのように類型化するかということが優先的な問題であり、①専門人、行政管理者、②公衆、③クライエント、④コミュニティ・リーダー及びヴァランティアをそれべの象現にあてはめてみた。両軸を修正した今回

も、この限りにおいて、この割り当てはかなりの妥当性をもつてているとは思う。もとよりそれは当為としての扱い手ではないが、それでもどの扱い手もそれぞれの象現の枠のなかに完全にはおさまり切っていない。そこで、今回は現実の扱い手の類型という視点ではなく、分析モデルの視点を強調して、①専門家型、②公衆型、③クライエント型、④ヴォランティア型という表現をとりたいと思う。

①専門家型は行為の能動性と意識の客体化によって特徴が示されているように、自己の意識を当該の社会問題から客体化することによってその問題に対する客観的な判断を得ようとする。そしてそのような現実認識を積極的に行なおうとすること、これがこの場合における行為の能動性である。しかしこの場合の意識の客体化は後述するように価値にかかわらないということではない。価値にかかわることと、自己を客体化して冷徹に現実を分析することはウェーバーに寄るまでもなく別の問題である。第二の公衆型は行為の受動性と意識の客体化によって構成される。この場合、両軸とも消極性を意味することになる。専門家型の場合、意識の客体化はその意識性と積極性によつて特徴づけられていたが、この場合は、自己に直接それらの社会問題がかわつてこない限りそれらの問題から遠ざかってゆく。したかつて無関心・消極的な意識の客体化であるといつてよいであろう。さらに彼らの行為そのものも退行的・消極的傾向をもつていて、このように公衆型は四類型のなかではもつとも消極的な側面をもつた類型といつてよいであろう。しかしこのタイプは条件次第で第三のクライエント型にも第四のヴォランティア型へも移行する可能性をもつていて、

第三のクライエント型は意識の主体化によつて先の公衆型とは区別される。クライエントは、当該の社会問題のために何らかの解決しなければならない問題をかかえている人々である。彼らは、したがつて必然的に当該の社会問題に対しても意識を主体化せざるを得ないといつてもよいであろう。しかも、当該の問題にとらわれすぎているので彼らの行為は受動的な次元にとどまっている。この限りにおいて彼らは①あるいは④の類型の人々からの何らかの働きか

けを必要としている。しかしこの類型は自己が必然的にかかわっている社会問題に対する意識を積極的に主体化させ、それによって自己の行為を能動的なものに転換することによって第四類型、ヴァランティア型になる可能性をもつてている。このようにヴァランティア型は、自己が必然的に内在している「意識の主体化」を顕在化させることによって生じる部分と、第一の類型から、自己の客体的意識を主体化させ、行為を能動化することによって生じる部分とがある。いざれにしてもこの類型は福祉運動において重要な部分の扱い手となる。

以上のような分析モデルは同様の名称をもつ現実の扱い手と完全には一致しない。モデルと一致する部分としない部分を見極めることによってより現実的な行為者の把握が可能になるであろう。したがってたとえば現実の行政管理者には、専門家型行政管理者もいれば公衆型行政管理者もいる。クライエント型あるいはヴァランティア型行政管理者も可能性としては存在する。専門家型行政管理者は多くの場合行政機構の末端に所属してその専門的（職業的）リーダーシップ professional leadership によって自らの職務を遂行することになるが、ケース・ワーカー、コミュニケーター・ワーカー、コミュニケーション・ワーカー等々がその代表的なものである。公衆型行政管理者とは行為の受動性－意識の客体化によって示されるように、意識の面でも行為の面でも自己のかかわっている行政上の問題を主体的・積極的には処理することのない多くの官僚制的行政担当者のことである。したがってこれはかならずしもスーパーヴァイザー的な行政管理上の位置を示すものではなく、フロントのワーカーにも類似の類型が見られるし、逆にスーパーヴァイザー的位置にある人間にも①のような類型を見出すことができるであろう。ヴァランティア型行政管理者は意識の主体化と行為の能動性によって特徴づけられた類型である。⁽⁴⁾ これはその名称が示しているようにヴァランティア・リーダーや組織指導者等に典型的に見ることができるものである。「意識の次元で問題を内在化していると彼ら自身確信しており、さらに活動ないしは実践においては常に明示的なリーダーシップをとる」こと

がその特徴となる。行政的職業性ゆえに当該の問題に対して客体的な態度をとることに慣れている行政管理者が、はたしてそがその特のような行為と意識をとることができるのであらうか。専門家型行政管理者あるいは公衆型行政管理者がヴォランティア型行政管理者になるためには、またはそのようなタイプを概念上構成するためには我々のモデルの座標軸を回転させ、視座構造の転換をはかる必要がある。ここに技術上の問題は、第一のモデル構成の前提にかかる問題へと展開してゆくことになる。とりわけ、モデル構成の試みが分析視点であるとともに行為者の視点をも含むことができるかどうかという点にかかわってくる。これを考えてゆく手がかりとして次節では専門職についてみてゆくことにする。

(1) 拙稿「インタビュー過程における役割問題—symbolic interactionism と社会福祉—」。立正大学文学部論叢第五十五号

(昭和五十一年)、五十三頁～七十八頁。

(2) この場合「態度」という用語の使用に問題が残っていた。この点は後に検討したいと思っている。もつとも態度という用語に対して社会学では明示的な定義が与えられているわけではないが、シンボリック相互作用論などではこれを行為の初期的動作とする立場もある。

(3) 拙稿「コミュニティ・オーガニゼーションの枠組と扱い手」(昭和五十年)、(以下CO論文と略称する。)の一二六頁、

注(9)を参照のこと。

(4) 先ほどみたように、このタイプの初期的段階としてクライエント型行政管理者というタイプも論理的には可能である。

(5) 拙稿、CO論文一二四頁。

二

専門職業者は我々のモデルにおいて行為の能動性と意識の客体化によって構成される専門家型の典型であるが、職業分類上は専門的技術的職業從事者⁽¹⁾として今日、ホワイトカラー層の重要な部分を構成していることは周知のことである。

ある。ホワイト・カラー層の存在が今日の産業社会において重要な問題であることが指摘されて以来、その一部分を構成する専門職 professional もまた社会学の主要な対象となってきた。とくに現代産業社会の高度な分化にともない従来見出すことができなかつたような職種が数多く誕生し、そのなかの多くが自ら専門職としての存在意義を主張しその系列に加わろうとしていることは注目すべきことである。それは、あたかも専門職であることを自他ともに認めさせることによって、大衆社会的状況のなかでとかく見失なわれがちな自己のよりどころをそこに見出さんがためのようにも思われる。

ところが今日問題とされるに至つた専門職あるいは専門職化は、そのような大衆社会のなかに自己のアイデンティティを見出すというような観点に立つた専門職化の問題ではなく、一九六〇年代後半以後、世界各地の高度産業社会における各種の社会問題の顕在化という事態に直面して、改めてその存在意義を問い合わせられるようになつた専門職の問題なのである。たとえば最近、佐藤慶幸は、本来官僚制化と対峙するはずの専門職業化がわが国においてはそ�ならず、むしろ専門職組織においても官僚制化の原理が貫徹し「専門職業への志向性は必ずしも管理職への志向性に对抗しうる一つの社会的価値として、人びとのうちに内面化されてこなかつた」ことに注目し、「わが国の高度経済成長とそれが生み出してきた社会問題の発生に直面して、経済優先の社会から福祉優先の社会への軌道修正が緊急問題としてクローズ・アップされている今日的状況のなかで、専門職業者の行動の現実とその理念を社会学的に問題にすることが、きわめて重要な課題」⁽²⁾ だということを指摘している。この指摘は重要である。

社会の構造上の矛盾として生み出されてきた社会問題に対処するために我々はまず住民運動の発生と展開という過程をもつてきた。もちろん住民運動の形態、種類、組織、方法、手段、担い手等はさまざまなレベルにあり、一様に論じられる性質のものではないが、それらの多くに共通して見出されることは、既存の組織あるいは組織体——たとえ

ば従来、変革の主体を構成してきた労働組合など一とは一定の距離を置いているということである。それは彼らが解決をせまられている問題が、すぐれて地域に密着し、日常生活に関連した問題であるところから既存の組織では彼らのニーズを把握しきれなかつた点に大きな原因があるといわれている。このように多くの住民運動は既存の組織、とくに政党とは一定の距離をおき、政党を時々は利用こそすれ決してそれにはのめり込まないという傾向をもつてゐる場合が多いといつてよいだらう。このような住民運動の担い手は、したがつて組織運動のベテランではなく、多くはその日までそのようなことに何の関心ももたなかつた普通の人々によつて構成されている。彼らの発想・運動の原点となつてゐる地域志向は行政体あるいは既存の組織体がその属性としてもつてゐるプロフェッショナリズム、中立性、没人間的価値、秘密主義、集権化⁽³⁾、すなわち官僚制的価値体系およびそれにもとづく行動様式とは鋭く対立することになる。

住民運動によつてこののような問題提起がなされるとき当然「専門家対市民（住民）」という図式は根本から問いかざることになる。行政過程で生じた問題の所在と対処の方法を一番よく知つてゐるのは行政の担当者ではなく、その問題の渦中にあり、何らかの解決を必要としている住民自身であるといふ住民運動による指摘は、専門職業者の現実の行動と彼らの理念を問い合わせねばならないとする佐藤（慶）の指摘と共通する。

彼は現実の専門職業者に見出される相互に矛盾した行動様式を、専門職業者らの個人のレベルの問題としてではなく、社会構造上の問題すなわち現代産業社会の矛盾した構造的諸要因のなかに見る。ただわが国では従来彼らの行動様式の矛盾がそのような構造的矛盾にあることが明確に認識されていなかつた。といふのも「わが国では本来、政治や経済権力から自立した専門職業の社会的存在の基盤は弱く、専門職業者は、一方では政治や経済の権力システムに寄生するが、あるいは他方では政治や経済の権力システムとは無関係な存在として、それゆえに現存する社会構造の

存在様態からは独立した存在として、一定の社会的プレステージを維持してきた⁽⁴⁾からであるという。しかし、今日、専門職の問題が現実と理念という形で問題とされるに至ったのは、専門職業者の役割をすべてプライス・メカニズムの中に溶解してしまった経済システム自らが生み出した社会的諸問題を見つめ、経済システムそのものの方を批判し変革しようとする専門職業者が出現してきたことにあるという。住民運動の例からの先の指摘は専門家をして自己の理念（職業倫理）と現実との緊張関係を鋭く意識させることに一役買っていることもまた事実である。佐藤（慶）が専門職業者の行動結果によって直接あるいは間接に影響を受けるクライエントあるいは市民の「態度」を専門職の理念と現実を媒介するもとも重要な変数としてあげているのもこの意味においてであり、クライエントないしは潜在的クライエントとしての市民が「医療や教育を受け、また文化的生活を享受するために、基本的な社会的権利としてプロフェッショナル・サービスを要求する主体として自己を確立する運動⁽⁵⁾」を一つの住民運動とすれば、それは専門職業者の理念と行動を結びつける重要なモメントになってゆく。

では専門職業者の理念＝職業倫理＝プロコエッショナリズムとは何であろうか。彼は行為主義の視点⁽⁶⁾から専門職業者が社会システム変革の担い手になりうるための機能的要件を求め、その一つが本来的意味でのプロフェッショナリズムであり、他の一つがクライエントあるいは市民がプロフェッショナル・サービスを基本的な社会的権利として要求する運動であるという。このような視点によるプロフェッショナリズムは職業分類上の概念規定⁽⁷⁾ではなく、「個人的な、あるいは集合的なクライエント、より一般的には市民によって提起された問題を解決するために、あるいは問題の発生を前もって予防し市民の生活の安全を保障するために、体系的に習得した専門的知識と技能とを活用することをとおして、事後的にはクライエントの肉体的精神的な回復を志向し、事前的にはあるいは未来的には市民の肉体的精神的な安全と成長とを可能にするというパフォーマンス」すなわち人間志向サービスがプロフェッショナリ

ズムの基本的要件であるという。この基本的要件をもとに「プロフェッショナリズムの理念型」が①人間志向的なサービス・イデオロギー、②専門的知識と技能にもとづく目的と手段との適合的な決定、③専門職業遂行にあたっての自由と自立性という三要素によって示される。⁽⁹⁾従来プロフェッショナリズムを論じる場合②と③が多く論じられ、かようなものとして存在することが専門職業者としての職業論理であるかのように述べられてきたが、ここではそのようなものとしてのみ存在することはかえって既存の社会システムを補完、維持することになるとして厳しく反省され、むしろ①が基本的価値であり、②と③はそれを実現するための条件にすぎないとされる。我々のモデルにおける専門家型は意識の客体化という軸によって主としてこの三要素のうちの②と③が示され、行為の能動性の軸によってそれらの専門を遂行する実際の行動が示されていた。したがって①は類型そのものには直接含まれてはいない。①はこのモデルによつて分析される専門職業者が専門家型専門職業者としてではなく、クライエント型専門職業者あるいはヴォランティア型専門職業者として示されたとき含まれてくる要素である。そのためには専門職業者は社会問題に対する意識を、その問題の所在の把握という段階では主体化し（佐藤（慶）の文脈では人間志向という価値を内面化させ）、②と③の段階ではその意識を客体化させ、さらに行行為の次元で今一度意識を主体化させるという位相的な転換をすることが必要になつてくる。

问题是そのような転換がいかにして得られるかということにあるが、佐藤（慶）はそれを、専門職業者がどのような準拠集団に志向するかという問題として把握する。この場合、専門職業者の準拠集団は①彼が雇用されている組織の政策決定者、②専門を同じくする職業団体、③クライエントないしは市民、の三つが設定されている。準拠集団を彼が雇用されている組織におく場合は権力者あるいはそれに従属する単なるテクノクラートとしてクライエントないしは市民に対峙し、あるいは応々にして官僚制的に編成された専門職業集団に準拠する場合には自らが官僚的専門職

業者として市民の日常生活から提起される諸問題を無視してしまう。⁽¹⁰⁾ しかしこれに対し、第三の場合すなわちクライエントあるいは市民に準拠する場合は、専門職業者を官僚制的に組み込んだ社会構造そのものの矛盾が本来の専門職業者としての行動を喚起させるという「一種の弁証法的な価値転換の可能性」を、専門職業者と市民との連帯に見出すことになるという。ここではクライエントあるいは市民が政策決定における主体であり、専門職業者は自己の専門的・技術的知識を計画・実施の段階で提供しつつ当該の政策決定プロセスに市民（クライエント）とともに参加する一構成員ということになり、これは奥田道大のいわゆる有限責任型リーダーにも対応するものであるが、そのようになるためには、官僚制的価値あるいは企業の論理から市民的倫理へと価値を転換させることが専門職業者に要請されることになる。⁽¹¹⁾ この価値転換こそ、我々のモデルにおける位相的転換のモメンツなるものであろう。この転換はもちろん権力との関係においてではなく、クライエントあるいは潜在的クライエントとしての市民との関係においてなされ、そこで達成される「専門職業者とクライアント間の信頼関係の存在こそが、知識の量と質において不平等関係にある両者の関係を、前者が後者を疎外する関係としてではなくて、両者の連帶関係を可能にするのである」⁽¹²⁾。

しかしここで我々は問題を残したままにしている。すなわち価値転換あるいはクライエントと専門職業者との信頼関係はどのようにして達成されるのかという問題である。それは構造的矛盾のなかから生起する「弁証法的転換」を待つ以外にはないのであろうか。佐藤（慶）は、専門職業者が自己の本来の職業倫理に忠実に、したがって限定された専門分野で普遍主義的な知識と技能とを習得して、それをそれぐのクライエントのもつ固有の問題状況に適用してゆくという作業を忠実に実行することによってのみ達成され、しかもその作業を通してのみクライエントは専門職業者の提示する自己変容プロセスに自発的に参加しうるものと考えている。機能的には限定的ながら、その行為結果の社会的責任に関しては無限定的として彼によつて担わされている専門職業者の役割と責任はきわめて重いことに

なる。

(1) わが国の場合この専門的技術的職業従事者はさらに、(1)科学研究者(2)技術者(3)医療保健従事者(4)法務従事者(5)公認会計士(6)教員(7)宗教家(8)文芸家・記者・編集者(9)美術家・デザイナー・写真師(10)音楽家・舞台芸術家・職業スポーツ家(11)その他の専門的技術的職業従事者とに分けられ、(1)(2)(11)ではさらに細かく分類されている。なお、社会福祉事業従事者は(11)の細項目に分類されている。

(2) 佐藤慶幸「行為の社会学」(新泉社、昭和五十二年)、二七四頁。

(3) これは奥田道大「コミュニティ形成をめぐる行政と住民」(「住民参加と自治の革新」(松原治郎編著、学陽書房昭和四十九年所収、一七七頁)による整理によつたものである。

(4) 佐藤慶幸、前掲書二七六頁。

(5) 佐藤慶幸、前掲書二七八頁。

(6) 佐藤(慶)におけるプロフェッショナルの論述はこの社会学における行為主義的視点の展開という観点から述べられている。この観点についての説明は省略するが、「社会システムの変革を問題にする行為主義的分析は、現存する社会システム存続のための機能的要件を問題にするのではなくて、社会システム変革のための機能的要件を問題にするのである。」(前掲書二八一頁)という指摘は端的である。

(7) 「大学・研究機関などにおける特殊の科学的・その他専門的訓練、またはこれと同等の背景を提供する実際的経験、あるいは芸術上の創造的才能を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。」(日本標準職業分類)がこれにあたる。

(8) 佐藤慶幸、前掲書二八二頁。

(9) さらに佐藤(慶)はこの三要素をウェーバーの用語に対応させれば①価値合理性②目的合理性③価値自由にあたるとする。(二八三頁。)

(10) これは先に示した公衆型行政管理者における日常の行為である。

(11) たとえばある行政官が「学識経験者も、これまでのように官製の協議会、審議会に参加するだけでなく、住民運動、市民団体の中に入つて自分の意見を述べる人が多くなってきた。」(佐藤文男「住民参加と地方自治体の対応一、住民運動と行政の対応—東京都の場合—」、松原治郎編前掲書所収二一四頁。)と述べているのはこのことの実例であろう。

三

「私が住民運動のリーダーと議論し合っていると、ハンド・バッグから小六法を取り出し、それを見ながら私の所論に反論を加えてくる婦人たちに何回も出合った。最初は、きわめて奇異に感じられたが、それが慢性化していくにつれ、もはや六法全書は、われわれ役人や学者の独占物ではなくって、広く市民の共有物になってきたという感じがしてきた。家庭の主婦も、まだ極く一部ではあるが、買物かごを下げるとき同じように六法全書を持って、それを読むようになってきたといえよう。しかも、主婦の手にする六法全書をのぞき込むと、随所に赤線・青線が引かれ、欄外に小さな書き込みが見られるものがほとんどであった。住民運動のリーダーになる人々の責任を示すものといえるかも知れない⁽¹⁾。」

「たとえば、昭和四十七年頃に伊豆七島の八丈島にストリップ劇場が建設されることになり、八丈町町民がこれに反対する運動を起こした。そして、この計画と住民運動の動きが報ぜられると、八丈町よりも本土の東京都内における婦人団体の反対運動の方がかえって強くなり、八丈島とまったく関係のない人々が八丈島に赴いて住民運動に参加したり、リーダーと討議し合つたりした⁽²⁾。」

少々長いが、この二つの引用は専門職業者とならんで今一つの重要な類型であるヴォランティア型（リーダー）の異なった二つの例を示している。ともに行為の能動性と意識の主体化という点で共通し、しかも専門職業者とは異なり、当該の問題に関しては決して専門の知識と技術とを職業的には持っていない人々である。いざれも我々のモデルの第四象現を構成するが、そこに至った契機と展開は対照的ともいえる。

前者の場合、おそらくこの婦人たちはそれまで何らかの特定の社会問題を直接に体験するということはなかつた人々であろう。かれらの日常生活は公衆型のレベルで営なまされていたであろう。日々、新聞やテレビ、ラジオ等で伝えられる社会問題に対して特に強い関心、興味をもつていたわけでもなく（意識の客体化）、街頭での各種の署名運動もおそらくは避けて通り、町内会の集まりにもほとんど出たことがなかつた（行為の受動性）であろう。ところがある日突然、自分たちの家の前に大きなマンションが建設されることになったか、家の横を高速道路が走ることになったのである。あるいは小さな小供をかかえて、家の近くに遊園地が欲しくなつたのかもしれない。このときからこの婦人たちは第三象現のクライエント型市民となる。当該の問題に関しては好むと好まざるとにかかわらず意識を主体化せざるをえないが、自分たちの要求を実現してゆく方法、手段あるいは具体的な行動については何もわからない。

おそらく役所や地域の議員に対して陳情ぐらいはしたかもしないが、しかし一向に埒があかなかつたであろう。はじめは陳情の署名集めで集まっていたこの婦人たちは、何回かの会合を持つあいだに道路（交通）問題、日照権問題、保育問題、生活環境問題等について話し合い、それらについての学習会をもつことになる。その際、その婦人たちの家族のなかに弁護士、建築士等がいたかもしないし、近くに前節で見たような市民（クライエント）との連帯を求めている専門職業者がいたかもしれない。この学習過程を通して、この婦人たちはそれまでおそらく見たこともなかつた六法全書に親しむようになつたであろうし、自分たちの要求を単なる陳情ではなく行政過程に参加することによって達成しようと考えるようになり、またそのように行動するようになったのであろう。

もちろん②→③→④と象現を移行する過程で、それにかかわっていたすべての人々が同一のレベルで④の段階に到達するわけではないであろう。公衆型クライエントあるいはクライエント型市民の段階でとどまっている人々も多いであろう。しかしこれとともに先の引用のなかでこの行政官の前に座つて六法全書をひろげている婦人たちは非職業的

指導性 lay leadership⁽³⁾ を学び取り、実践のなかでそれを生かしている人々ということができるであろう。

一方後者、すなわち自己の生活あるいは利害とは直接には関係しない八丈島の風俗営業の反対運動に参加し支援する婦人たちは、先の例のように②→③→④という移行形態ではなく②→④という移行をした人々である。この婦人たちは現代社会の構造的矛盾から生じた社会問題の個別的あるいは直接的なクライエントにはなっていない。八丈島の問題だけが彼女らの関心事なのではなく、物価、公害、有害食品等々あらゆる問題について心をもち、自分たちはこういった事態の潜在的クライエントであり、いつでも何らかの問題について頭在的クライエントになる可能性をもつてゐるという認識のもとで行動を起している人々である。社会のあちこちで生じているさまざまの問題を当事者たちだけの限定的（スペシフィック）な問題としてではなく、社会生活を営むすべての市民に共通の、したがって普遍的（ユニヴァーサル）な問題として把握することによつて、意識の主体化をはかるとしている人々である。我々の名称でいえば、ヴァランティア型リーダー、あるいは運動家ということになる。この人々もその運動の過程で非職業的指導性 lay leadership をとることになるが、自らは直接的なクライエントではないので運動の過程では専門職業者と同様クライエントとの連帯が必要になってくる。専門職業者の場合は自己の職業倫理を忠実に遂行することによつてクライエントとの連帯を得ることができたが、彼らの場合は、先に述べたように、社会問題を普遍的な問題として把握する視点と、可能な限り限定的（スペシフィック）な問題をクライエントとともに追体験することであろう。各種の運動に対するいわゆる支援団体の活動が成功するかどうかはこの二点、とくに後者をどの程度まで実現してゆくかということにかかるてくるであろう。

（1）佐藤文男、前掲論文二二一頁。

- (2) 佐藤文男、前掲論文二一二頁。
- (3) 非職業的指導性 Lay leadership については、拙稿「CO論文」(前掲)を参照のこと。

おわりに

この小論では、まず以前に試みた「担い手」分析モデルの構成に反省的検討を加え、それを以前のようにコミュニケーション・オーガンゼーションの文脈に限定して考えるのではなく、福祉一般の文脈として使用しうるモデルへと部分的な修正を試みた。次に、それにもとづいて構成された専門家型、公衆型、クライエント型、ヴォランティア型について、とくに専門家型、ヴォランティア型についてのホモ・ソシオロジクスを描きながら説明を加えてきた。とくにここで当該のクライエントに対して社会福祉の目的のために、あるいは社会福祉に関する自己の信念にもとづいて何らかの手段を選択することができる、その意味では合理的な行為を行なう行為者を中心と考えてきた。したがってここで我々が名づけた公衆型、クライエント型についての記述が欠けていた。とくに現実の日常生活のなかでそこに生じている諸問題（貧困、疾病、身体的欠陥、家族問題等）のとりこになつている人々、そのために自己の行為を能動化し、自らをヴォランティア化して解決に乗り出すことができないでいる人々、すなわちクライエントについては論じてこなかった。その理由は、今回は担い手論、とくに専門職業者の役割を中心に見ることによって、はじめに述べたような分析者と行為者の視点をどう結びつけるかということに関心があつたからである。

しかしクライエント型、公衆型について考えてみると上記の目的のためにも重要なことである。そのためには今後、福祉行為論を展開してゆかなければならないであろう。

この福祉行為論は社会的行為論を前提とするが、さらにそれを行へ一般としてではなく、日常の生活において何ら

かの解決を迫まられている社会問題に対して、能動的であろうが受動的であろうが、何らかの関連をもつ人間の行為を中心に組み立てられる必要があるだろう。⁽²⁾ 先にみた専門職業者の行為はこの場合考察の中心になる。彼らが自己の職業倫理に忠実に従つて社会構造と人間の行動との関連において見出される何らかの法則性を発見し、その上でその法則を乗りこえようと/orする当為的行動に出ることは一見論理的な矛盾のようにみえるかもしない。しかしこの法則は自然界におけるそれとは異なり、全くアブリオリなものとして存在するのではない。社会構造に何らかの法則性が見出されそれが人間の行為を規定しているとしても、それはあくまでも人間の行為の所産であり、したがつてそこに見出される法則性も人間にによって否定されて然るべきものである。「人々が自らの目的と行為を作り上げてゆく相互行為の過程を分析し、その上で当該の変動過程を調査しがつ関与せしめる方法を求めてゆく」ことこそ専門職業者に課せられた役割ともいえるのである。

したがつてここで設定される行為の目的も決して所与のものではなく、あくまでも専門職業者、クライエント、公衆、ヴァランティア等々の行為者たちの相互作用の過程のなかから生起するものである。この一連の行為過程は「それぞれの役割を担つた行為者（担い手）が、ある場（場所と時間）において、相互に他者の行為に関与しながら、その関与のあり方によつて決定される目的に向つて、それに適合した行為手段をとつて行為する過程を意味している」⁽³⁾ 福祉行為論はこの意味において目的合理的行為を中心には組み立ててゆくことになるであろう。⁽⁴⁾ ただヴァランティア型行為者の行為はこのようないくつかの側面が入つてくる。他者とくにクライエントとの相互作用過程のなかで目的が設定されるというよりも、ある特定の価値への信仰にもとづいた行為が見られるのもこの類型においてである。前節でみたクライエントとの連帶の達成の問題もこの文脈で考えてみると必要になる。

以上は福祉行為論への視点をノートしたものにすぎない。この点に関しては稿をかえて詳述してゆくつもりである。

(1) 社会学における行為論的アプローチの重要な出発点がウェーバーにあるにもかかわらず、今日彼の行為論の意義がかなり充分に認識されていない(新明正道「社会学における行為理論」一九七四)なかで、佐藤慶幸は前掲書で機能主義的行為論における「価値・規範の重視」を批判し、間主観性にもとづく自我—他者関係を第一義的に重視する立場から行為論を開しているのは注目される。

(2) したがって社会福祉そのものは「人間諸個人の自由な意識にもとづく、目的をもち、手段を選択していく行為」(船曳宏保「社会福祉学の方法についての覚え書」社会福祉学第一八号、一九七七年。四十七頁)であるにしても、福祉行為論はそのような行為はもちろんここで指摘したような当該の問題に適切に対処しきれない人々の行為をも視野のなかに入れている。

(3) 抽稿「CO論文」一一八頁。

(4) 抽稿「CO論文」一一八頁。

(5) もちろん目的合理的行為という用語はウェーバーのものであるが、ここではウェーバーをもとにこの用語を展開した佐藤慶幸(前掲書)の用法に近い。